

静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 支援調整会議は、別表に掲げる関係機関等に属する者（以下「構成機関等」という。）をもって構成する。

(組織)

第3条 支援調整会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議をもって、構成する。

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、構成機関等の代表者で構成し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する地域の仕組み全体の確認と検証、支援の実施体制の評価
- (2) 実務者会議や個別ケース検討会議における支援調整会議の活動状況及び評価
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策について必要と認める事項

- 2 代表者会議の会長は静岡県女性相談支援センター所長をもって充てる。
- 3 代表者会議は、原則として年1回以上開催するものとし、会長が招集し、会長が議長を務める。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料若しくは情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 5 代表者会議の庶務は、こども家庭課が処理する。
- 6 代表者会議の開催及び会議の資料は原則公開とするが、必要に応じて非公開も可能とする。

(実務者会議)

第5条 実務者会議は、賀茂・東部・中部・西部の各健康福祉センター（以下「4健康福祉センター」という。）に設置する。

- 2 実務者会議は、構成機関等の実務者で構成し、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 個別ケース全体の定期的なフォロー、主担当機関の確認、支援方針の確認等
 - (2) 個別ケース検討会議で課題となっている点の更なる検討
 - (3) 地域における困難な問題を抱える女性の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
 - (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する啓発活動

(5) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策について必要と認める事項

- 3 実務者会議の会長は、4 健康福祉センター福祉部長をもって充てる。
- 4 実務者会議は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。
- 5 実務者会議の構成員は、会長が構成機関等のうちから適当と認める者を予め指名するものとする。
- 6 会長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料若しくは情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 7 実務者会議の庶務は、4 健康福祉センター福祉課が処理する。
- 8 実務者会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

(個別ケース検討会議)

第6条 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係機関等が現に対応している事例についての、危険度や緊急度の判断
 - (2) 支援対象者の状況や課題の把握
 - (3) 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - (4) ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定
 - (5) 実際の支援、支援方法、支援スケジュールの検討
 - (6) その他個別の支援に必要な事項
- 2 個別ケース検討会議は、女性相談支援センター所長が必要に応じて招集し、これを主宰する。
 - 3 構成機関等は、必要に応じて個別ケース検討会議の開催を求めることができる。
 - 4 個別ケース検討会議の構成員は、当該会議において検討の対象となる支援対象者に関わりを有している関係機関等及び今後関わりを有する可能性のある関係機関等のうちから、女性相談支援センター長が参加を依頼した者とする。
 - 5 個別ケース検討会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

(守秘義務)

第7条 支援調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第23条の規定により、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処せられる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は支援調整会議内の協議において別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年12月27日から施行する。

別表 構成機関等

県	多文化共生課
	くらし交通安全課
	男女共同参画課
	住まいづくり課
	公営住宅課
	地域福祉課
	福祉長寿政策課
	こども家庭課
	障害福祉課
	労働雇用政策課
	教育政策課
	社会教育課
	警察本部人身安全少年課
	賀茂健康福祉センター
	熱海健康福祉センター
	東部健康福祉センター
	御殿場健康福祉センター
	富士健康福祉センター
	中部健康福祉センター
	西部健康福祉センター
	(賀茂児童相談所)
	(東部児童相談所)
	(富士児童相談所)
	(中央児童相談所)
	(西部児童相談所)
	女性相談支援センター
各警察署生活安全主管課	
市町	各市町女性支援主管課
	静岡市児童相談所
	浜松市児童相談所

民間 団体	社会福祉法人葵寮
	社会福祉法人東静会 のぎくホーム
	社会福祉法人静岡福祉事業協会 千代田寮
	社会福祉法人浜松母子福祉会 トットジョイ